新型コロナウイルスワクチン接種情報

問い合わせ 健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム　電話番号23-5311

**11月末までに新型コロナウイルスワクチンを接種しましょう**

市では、11月末までにワクチン接種を希望する全ての人への接種完了を目指しています。10月14日時点で、接種対象者における1回目のワクチン接種率は80％を超えています。

　現在、集団接種・個別接種ともに新規の予約数が減少していることから、幅広い年代を対象とするワクチン接種は原則11月末までの予定です。まだ予約していない人は、早めに予約をしてください。

インターネット予約　予約サイトhttps://is.gd/teNEJ6

電話受付　予約受付センター電話番号0120-091-088

受付時間　平日9時～17時

**11月以降12歳になる人、および12月以降のワクチン接種について**

　市で使用しているファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンは、現時点では満12歳以上が接種対象年齢です。

新たに12歳になる人には、誕生日が過ぎてからクーポン券を郵送しています。

新たに12歳になる人と、11月末までに、接種が受けられなかった人を対象とした集団接種を、12月以降に実施する予定です。日程などの詳細は、決まり次第市ウェブサイトや広報おおさきに掲載しますので、確認してください。

**ワクチン接種に関する副反応についてのQ&A**

**Q1　ワクチンを接種すると具合が悪くなりますか？**

A　現在、接種が推奨されている新型コロナウイルスワクチンは、非常に高い効果がありますが、接種後体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で、さまざまな症状（接種部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢など）が現れることがあります。

こうした症状の大部分は、接種の翌日をピークに発現することが多いですが、数日以内に回復していきます。まれに起こる重大な副反応として、急性アレルギー反応のアナフィラキシーなどがあります。そのため、新型コロナウイルスワクチン接種後は、15～30分程度、接種会場に留まり、体調に変化がないか様子を見ます。

**Q2　2回目の方が具合が悪くなりますか？**

A　1回目の接種後よりも2回目の接種後の方が、副反応の発現する頻度が高くなる傾向も確認されています。それは1回目の接種により、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができることによって、2回目の接種時には、1回目より強い免疫応答が起こり、発熱や倦怠感などの症状がより出やすくなるためです。

症状には、個人差があり、1回目より2回目が必ず強くなるわけではなく、また症状が無いから免疫が　　つかないというわけではありません。

**Q3　家に帰ってから具合が悪くなったらどうしたらいいのですか？**

A　接種後、気になる症状がある場合は、接種医またはかかりつけ医に相談してください。相談先に迷う場合は、県のコールセンターにて副反応などの健康相談を受け付けています。

宮城県コールセンター（電話番号050-3615-6941）　受付時間：平日8時45分～17時15分

※厚生労働省のホームページを参考に作成しています。さらに詳しい内容については、厚生労働省のホームページ「新型コロナワクチンQ&A」（https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/）を確認してください。

**新型コロナウイルス感染症関連情報**

**令和3年産米価下落対策に、農林業災害対策資金を活用ください**

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当 電話番号23-7090

市では、令和3年産米価下落による収入減少など、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農林業者を対象にした、実質無利子の資金制度を設けています。次期生産に必要な資材購入費などの運転資金にも活用できます。

■対象者　新型コロナウイルス感染症の影響により、農林業経営の維持が困難となる農林業を営む個人および法人で、市が認める者

■融資機関　農業協同組合

■資金使途　次期生産に必要な資材の購買代金などに充てるための運転資金など

■融資限度額　最大600万円

■償還期間　最長7年以内（うち、据置期間1年以内）

■貸付利率など　実質無利子（市・県・JAグループが利子助成）

■申請方法　令和4年3月15日㈫までに融資機関に申請

審査時間を要する場合があります。早めに融資機関に相談してください。

**新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請は済みましたか**

問い合わせ 産業商工課新産業推進担当 電話番号23-7091

県の営業時間短縮要請に協力した飲食店などの事業者に対し、協力金を支給しています。まだ申請していない場合は、早めに申請してください。協力要請の期間に応じて、協力金の申請受付期限が異なりますので、注意してください。

■申請方法　産業商工課または各総合支所地域振興課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、産業商工課（989-6188古川七日町1番1号）に郵送（当日消印有効）

■協力要請期間および申請受付期限

|  |  |
| --- | --- |
| 協力要請期間 | 申請受付期限 |
| ❶8月20日要請分（8月20日㈮午後8時～8月27日㈮午前0時） | 11月12日㈮ |
| ❷8月27日要請分（8月27日㈮午前0時～9月13日㈪午前5時） | 11月30日㈫ |
| ❸9月13日要請分（9月13日㈪午後8時～10月1日㈮午前5時） | 11月30日㈫ |

※制度の詳細、申請書の記入方法は「申請の手引き」（申請書と一緒に配布または市ウェブサイトからダウンロード）を確認してください。

**中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金を支給します**

問い合わせ 産業商工課景気雇用対策担当 電話番号23-7091

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が20％以上減少している事業者に支援金を支給します。

■支給額　一事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円

■対象となる事業者　以下の❶～❼をすべて満たす事業者

❶緊急事態宣言の発出（令和2年4月7日）以前に、市内で事業を開始し、申請日以降も事業を継続する意思がある中小企業および個人事業者など（大企業、大企業の子会社などを除く）

❷市内に事業所（店舗）がある事業者、または市内で実施するイベントの中止などにより影響を受けた、期間限定の店舗などを出店する市内の事業者

❸令和3年1月から12月までの間の任意の連続する2カ月の売上合計が前年同月、または前々年同月の売上合計と比較して20％以上減少している事業者

❹県による営業時間短縮の協力要請（第5期）の対象飲食店でない事業者

❺前年または前々年の事業収入の平均月額が10万円を超える事業者

❻風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を行わない事業者

❼以下の対象業種を主たる事業として営む者

■対象業種　情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、保険業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）、建設業、製造業、不動産管理業

■申請方法　産業商工課（市役所東庁舎2階）で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、令和4年1月31日㈪までに産業商工課（989-6188古川七日町1番1号）に郵送（当日消印有効）

**新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請は済みましたか**

問い合わせ 社会福祉課生活支援担当 電話番号23-6012

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しています。申請期限は11月30日㈫まで延長されました。

　該当する可能性がある人には、順次申請書を送付していますが、転入などによりまだ申請書を受け取っていない人は、社会福祉課まで連絡してください。詳しい要件などは市ウェブサイトを確認してください。

■支給額（月額）　1人世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

■支給期間　申請月から最大3カ月

■申請方法　11月30日㈫まで社会福祉課に必要書類を提出